

承認第 1 号

専決処分事項の承認について

平成 27 年度橋本市一般会計補正予算(第 7 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 28 年 6 月 13 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

平成 27 年度橋本市一般会計補正予算(第 7 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

平成 27 年度 橋本市一般会計補正予算（第 7 号）

平成 27 年度橋本市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

平成 28 年 3 月 31 日 専決

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		218,000	13,329	231,329
	1 地方揮発油譲与税	67,000	3,267	70,267
	2 自動車重量譲与税	151,000	10,061	161,061
	3 地方道路譲与税	0	1	1
3 利子割交付金		34,000	△10,269	23,731
	1 利子割交付金	34,000	△10,269	23,731
4 配当割交付金		63,000	8,219	71,219
	1 配当割交付金	63,000	8,219	71,219
5 株式等譲渡所得割交付金		150,000	△92,286	57,714
	1 株式等譲渡所得割交付金	150,000	△92,286	57,714
6 地方消費税交付金		827,000	241,413	1,068,413
	1 地方消費税交付金	827,000	241,413	1,068,413
7 ゴルフ場利用税交付金		28,000	662	28,662
	1 ゴルフ場利用税交付金	28,000	662	28,662
8 自動車取得税交付金		35,000	16,316	51,316
	1 自動車取得税交付金	35,000	16,316	51,316
9 地方特例交付金		30,000	1,724	31,724
	1 地方特例交付金	30,000	1,724	31,724
10 地方交付税		8,204,624	70,024	8,274,648
	1 地方交付税	8,204,624	70,024	8,274,648
11 交通安全対策特別交付金		8,100	△797	7,303
	1 交通安全対策特別交付金	8,100	△797	7,303
14 国庫支出金		2,953,814	3,970	2,957,784
	2 国庫補助金	768,102	1,990	770,092
	3 委託金	25,615	1,980	27,595
18 繰入金		995,197	△253,795	741,402
	2 基金繰入金	957,459	△253,795	703,664
20 諸収入		945,135	1,490	946,625
	5 雑入	871,623	1,490	873,113
歳入合計		26,911,097	0	26,911,097

第2表 繰越明許費補正

(追加)

単位：千円

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	公共施設等総合管理計画策定支援委託	2,625
3 民生費	1 社会福祉費	橋本市第二次地域福祉計画調査策定事業	1,000
8 土木費	5 住宅費	市営住宅維持管理事業	880
10 教育費	5 社会教育費	山田地区公民館建設事業	11,000
合 計			12,880